

入札説明書

この入札説明書は、山梨県産業技術センター富士技術支援センターの電気調達について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年2月2日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

山梨県産業技術センター富士技術支援センターで使用する電気 一式

(2) 調達する物品等の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

必要に応じ、電気の供給開始日までに供給に係る手続きを完了させるものとする。

(4) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 供給場所

山梨県産業技術センター富士技術支援センター

(山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2)

3 入札に参加するために必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年山梨県告示第43号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（燃料類・電力）のうち、「電力」に登録されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。

（7）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

（8）調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することが認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1）確認申請書の提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時

（2）確認申請書の提出方法

確認申請書は、持参又は郵送により提出するものとする。

（3）確認申請書の提出場所

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 総務事務室

電話 0555-22-2100

（4）確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 入札参加資格の審査を受けている者は、3の（2）に該当することを証明する書類の写し
(物品等競争入札に参加する者に必要な資格の審査結果通知書)

イ 誓約書（様式2）

ウ 3の（7）を確認するため小売電気事業者の登録通知の写し

エ 供給実績調書（様式3）

オ 返信用封筒（長形3号封筒とし、110円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載すること。）

（5）入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、令和8年2月13日（金）までに郵便により発送する。

（6）その他

ア 提出期限後の確認申請書等の差し替え、再提出は認めない。

イ 提出された確認申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

（1）手続き

令和8年2月18日（水）午後3時までに山梨県産業技術センター所長あての書面（様式は

任意)を4の(3)の場所に持参して行わなければならない。

(2)回答

令和8年2月19日(木)までに郵便により発送する。

6 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付及び回答

(1)質問の受付

質問事項がある場合は、質問事項を簡潔にまとめ、質問書(様式4)により、令和8年2月12日(木)午後5時までに、持参、郵送又はFAXにて次に照会すること。

(照会先)

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 総務事務室

(山梨県富士吉田市下吉田二丁目16-2)

電話 0555-22-2100

FAX 0555-23-6671

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。

(2)質問に対する回答

令和8年2月12日(水)までにFAXにて回答書を配付する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1)実施日 令和8年2月20日(金)

(2)時間 午後1時30分

(3)場所 山梨県産業技術センター 富士技術支援センター
研究開発支援棟 共同研究エリア

(4)入札及び開札

ア 入札及び開札は、入札者又はその代理人をもって行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加に際しては、知事から入札参加資格を有することの確認を受けた4の(5)の入札参加資格確認通知書(写しでも可)を持参すること。

ウ 代表者が出席する場合は、代表者の印を持参すること。代理人が出席する場合は、委任状(様式6)と当日出席する者の印鑑を持参すること。(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)

(5)郵送による入札

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書(様式5)のほか、入札金額の根拠となる施設ごとの計算内訳書(任意様式)、4の(5)入札参加資格確認通知書の写しを同封し、令和8年2月19日(木)午後4時までに、山梨県産業技術センター 富士技術支援センター総務担当(郵便番号403-0004 山梨県富士吉田市下吉田六丁目16-2)に必着すること。

8 入札方法等

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。
- (3) 入札金額は、供給期間である1箇年分の基本料金、電力量料金及びその他料金の総合計金額とする。入札金額は税込額とし、基本料金、電力量料金及びその他料金のそれぞれに1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を見積もることとする。また、その入札金額の根拠となる単価等がわかる計算内訳書（任意様式）を入札時に提出すること。
ア 基本料金は、県が提示する契約電力に対し契約希望基本料金単価を乗じて計算した金額とする。
イ 電力量料金は、希望電力量料金単価に希望市場調整単価を加えた合計金額に、県が提示する使用電力量を乗じて計算した金額の1年間の総計とすること。また、国の電気・ガス料金支援による値引き単価は考慮しないこととする。
ウ その他料金は、県が提示する契約電力及び使用電力量によって変動しない毎月定額の料金とすること。ただし、その他料金を定めない場合は、入札金額の総合計金額から除くことも可能とする。
- (4) 落札者決定にあたっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（総合計金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。
ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- (6) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書及び計算内訳書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (7) 入札の回数は3回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。
ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札を行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとする。

9 入札の無効

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札のほか、次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者が行った入札
(2) 入札時刻に間に合わなかったとき
(3) 指定の日時までに入札書及び計算内訳書が提出されないと
(4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた

入札

- (5) 入札書及び計算内訳書の記載に不備のある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

10 落札者の決定方法

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

11 契約書の作成

別添契約書のとおり。

ただし、作成時における落札者との協議により必要な修正を行う。

また、本件調達における契約書は、調達における基本事項を定めるものとし、各需要者と落札者との個別供給契約については、別途、落札者の約款等に基づき行うものとする。

12 入札保証金

入札に参加しようとする者は、規則第108条に規定する入札保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第108条の2に該当する者は、これを免除する。この場合は、4の入札参加資格の確認と併せて審査を行い、免除の可否を4の(5)に併せて通知する。

13 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

14 違約金

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

15 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に、3の入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3)長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。

(4) 本件調達の担当

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 総務事務室